

○財務省告示第七十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年二月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第二百二十
二回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項、第四十七条第一項及び第
六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等
四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入

五
方募
入
法
決
定
の

ハ ロ
札 非
発 競
行 争
入
イ
入 価
札 格
発 競
行 争
額

の決定を受けた各申込みの応募
 価格を募入額により加重平均し
 て得られるものによる発行（以下「非
 競争入札発行」という。）及び
 格競争入札と同時に行われる入
 札であつて、財務大臣が各国債
 市場特別参加者ごとに応募限度
 額を定めるものによる発行（以
 下「国債市場特別参加者・第 I
 非価格競争入札発行」という。）
 各申込みのうち応募額を順次割り
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。応募額を案分により
 各申込みの応募額を案分により
 各割り当てられる。応募
 割り当てられる。応募
 各国債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。
 億円金額で二兆四千五百八十七
 うち、財政法第四十一条の規
 定に基づき発行した利付債に
 ついては、金額で二百億に
 千二百五十万円、財政運営に
 要する財源の確保を図るため
 債の発行の特例に関する法律第

		七 イ 払込金額						ハ 口								
者 特 第 I		国 債 市 場		札 幣 行 入		入 札 格 競 争		ハ 口								
者 特 第 I		国 債 市 場		札 幣 行 入		入 札 格 競 争		者 特 第 I		国 債 市 場		札 幣 行 入				
	二 千 四 百 億 三 千 五 百 六 十七 万 円		六 億 五 千 九 百 二 十七 万 四 千 円		六 兆 三 千 五 百 五 十九 億 二 千 九 百		二 兆 四 千 五 百 五 十九 億 二 千 九 百	で	た	条	特	で	た	条	特	
						二	千	四	千	百	三	億	千	四	百	六
						十	万	九	千	三	億	十	万	七	千	九
						百	九	千	九	百	二	十	万	四	千	五
						三	千	五	百	五	十	九	億	二	千	九
						億	二	千	九	百	五	十	九	億	二	千
						五	十	九	億	二	千	九	百	五	十	九
						十	九	億	二	千	九	百	五	十	九	億
						二	千	九	億	二	千	九	百	五	十	九
						億	二	千	九	百	五	十	九	億	二	千
						十	九	億	二	千	九	百	五	十	九	億
						二	千	九	億	二	千	九	百	五	十	九
						百	五	十	九	億	二	千	九	百	五	十
						十	九	億	二	千	九	百	五	十	九	億
						二	千	九	億	二	千	九	百	五	十	九
						億	二	千	九	百	五	十	九	億	二	千
						十	九	億	二	千	九	百	五	十	九	億
						二	千	九	億	二	千	九	百	五	十	九
						億	二	千	九	百	五	十	九	億	二	千
						十	九	億	二	千	九	百	五	十	九	億
						二	千	九	億	二	千	九	百	五	十	九
						億	二	千	九	百	五	十	九	億	二	千
						十	九	億	二	千	九	百	五	十	九	億
						二	千	九	億	二	千	九	百	五	十	九
						億	二	千	九	百	五	十	九	億	二	千
						十	九	億	二	千	九	百	五	十	九	億

八 最 振替 九 振替 額 最低 額 面金 行争 非 入札 競 格

十 十 一 一 発 行 日 格 争 格 日

ロ 非 競 入 札 格 争 格

十 十 三 二 利 行 入 札 格 争 格

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。平成二十七年二月十七日

額面金額百円につき九十九円八
額面金額百円につき九十九円八

年〇・一パーセントは、払込金額に加え、次の算式

号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{59}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支

十九 払入札参加
二十 払込期日

座に記載又は記録されるもの
に、ついで、前記(一)の算式に
より算出した金額から該金を
額に百分の二十・三一五を乗
じた金額(ただし、当該国債
を發行時に、又は外国法
が非居住者又は外国法人であ
る場合又は、前記(一)の算式に
より算出した金額に該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十七年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。)
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以、前六月間に属す
る利子を支払う。

平成三十一年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年二月十七日